三(1)　役員の氏名の変更

変更前	樋口　政志
変更後	―

(2)　変更年月日
　平成二十四年三月三十一日

○東北地方整備局告示第百五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

　平成二十四年五月十五日
　　東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号
　東北地方整備局長　3
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　財団法人秋田県建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	齋藤　恵一
変更後	西村　典剛

(2)　変更年月日
　平成二十四年三月二十七日
四(1)　役員の氏名の変更

変更前	渡辺　一弘、小松　忠夫
変更後	―

(2)　変更年月日
　平成二十四年三月三十一日
五(1)　役員の氏名の変更

変更前	―
変更後	小玉　嘉裕、髙橋　行文

(2)　変更年月日
　平成二十四年四月一日

○東北地方整備局告示第百六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

　平成二十四年五月十五日
　　東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号
　東北地方整備局長　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	木村　勝美、山形　惠昭、妻神　敬悦
変更後	―

(2)　変更年月日
　平成二十四年三月三十一日

○関東地方整備局告示第二百十四号

久慈川水系に係る指定区間外の一級河川久慈川について、昭和四十五年四月二十二日付けで告示された建設省告示第六百九十六号を次のように改める。

　平成二十四年五月十五日
　　関東地方整備局長　下保　修

関係図面のうち、第十五号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和三十八年七月五日付け茨城県告示第七百六十七号に係る土地の区域のうち、次の図面の黄色で着色された部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○北陸地方整備局告示第七十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者及び評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

　平成二十四年五月十五日
　　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　登録番号
　北陸地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　財団法人　富山県建築住宅センター
三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	山中　良策
変更後	井波　隆

(2)　評価員の氏名の変更

変更前	石川　修、笠島　孝広、長徳　信一、南　雅文、明神　和明
変更後	朝倉　隆太

(3)　変更年月日
　平成二十四年四月十六日